

令和8－9年度
「神戸市国民健康保険の柔道整復及びあん摩・マッサージ、はり・きゅう療養費
に係る医療費適正化に関する業務」公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 名 称 神戸市国民健康保険の柔道整復及びあん摩・マッサージ、はり・きゅう療養費に係る医療費適正化に関する業務
- (2) 目 的 柔道整復及びあん摩・マッサージ、はり・きゅう施術療養費支給申請書(以下、「療養費支給申請書」という。)の二次点検を行い、療養費の適正化の強化及び周知を図る。
- (3) 内 容 別紙「柔道整復及びあん摩・マッサージ、はり・きゅう療養費に係る医療費適正化に関する業務委託仕様書」による。
ただし、今回プロポーザルで採用された企画提案に基づき神戸市と協議を行ったうえで必要に応じて仕様書の内容を変更することがある。
- (4) 委託期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

2 委託金額の上限等

- (1) 委託金額の上限 【各年度】金 9,075千円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (2) 契約の形態 単価契約(申請書等1件当たり単価)
- (3) 対象件数 柔道整復施術療養費支給申請書 約130,000件／年
はり・きゅう、あん摩・マッサージ療養費支給申請書 約12,000件／年
※件数は見込みであり、増減する場合あり。
- (4) 費用分担 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

- (1) 契約の方法 神戸市契約規則の規定に基づき、契約書をもって委託契約を締結する。契約内容は、本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。
- (2) 委託費の支払い 委託費の支出は実績による出来高払いとし、受注者の納品・請求に基づき本市の検査を経て、支払うこととする。
- (3) 契約書案 別紙(頭書及び委託契約約款)参照
- (4) 契約保証金に関する事項 契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により契約金額の100分の3以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

4 参加資格要件

次に掲げるすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 経営状態が窮境にある者(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始

の決定がされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。)でないこと。

- (3) プロポーザル参加申請時において、神戸市指名停止基準要綱(平成6年6月15日市長決定)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成22年5月26日市長決定)に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 資本関係や役員の兼務等がある関連会社等も含め、この事業の受託期間中、神戸市国民健康保険への療養費請求事務を請け負っていない者であること。
- (6) プライバシーマークの使用を許諾されていること。
- (7) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

5 スケジュール

公募開始	令和8年1月14日(水)
参加申請・質問受付期間	令和8年1月14日(水)～令和8年1月30日(金)
質問に対する回答の発送 選定委員会の日程決定連絡	令和8年2月2日(月)～令和8年2月10日(火)
企画提案書提出期限	令和8年2月27日(金)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年3月13日(金)・令和8年3月16日(月)
選定結果通知	令和8年3月18日(水)

6 参加申請

(1) 受付期間

令和8年1月14日(水)から令和8年1月30日(金)(必着)まで

(神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。)

持参の場合は午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 受付場所

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館4階

神戸市 福祉局 国保年金医療課 資格給付係

(3) 申請方法

持参または郵送で行うこと。電子メールによる提出は受け付けない。

(4) 提出書類

- ① プロポーザル参加申請書兼誓約書 **様式1**
- ② 法人登記簿謄本(提出日前3か月以内に発行されたもの)
- ③ 代表者印鑑登録証明書(提出日前3か月以内に発行されたもの)
- ④ 委任状(代表者以外の者が申請する場合のみ)任意様式
- ⑤ 国税の納税証明書(同証明書「その3の3」〔法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明〕)
- ⑥ プライバシーマーク登録証写し
- ⑦ 共同企業体での参加を希望する場合は、共同企業体結成届出書 **様式4**

- ※ 共同企業体で参加する場合は、⑦を作成のうえ、①・④の書類は代表事業者について、②③⑤⑥⑦の書類は構成事業者すべてについて提出すること。
- ※ 同一の事業者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社、並びに一方の事業者の代表権を有する者が他方の事業者の代表権を有する者を現に兼ねている関係にある事業者をいう。以下同じ。）が複数の提案をすることは認められない。
- ※ ②⑤の書類は、神戸市入札参加資格の登録をしている場合は不要

7 プロポーザル参加に関する質疑及び回答

（1）受付期間

令和8年1月14日（水）から令和8年1月30日（金）（必着）まで

（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

（2）質問方法

質問は電子メールにて提出すること。

その際、タイトルを「【質問】R8柔整あはき点検プロポーザル」とすること。

（3）回答

令和8年2月10日（火）までに参加申請者全員に対し、電子メールにより回答する。

8 参加資格の選定及び通知

プロポーザル参加申請の提出書類により参加資格を選定した結果、プロポーザル参加資格を認めなかった申請者にのみ、理由を付して令和8年2月10日（火）までに書面により通知する。

9 参加の辞退

参加を辞退する場合は、理由を付して参加辞退届 **〔様式5〕** を提出すること。

10 企画提案書等の提出

（1）提出期間

令和8年1月14日（水）から令和8年2月27日（金）（必着）まで

（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

※持参の場合は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

（2）提出書類

ア 企画提案書提出届 **〔様式2〕**

イ 企画提案書

ウ 見積書 **〔様式3〕**

エ プレゼンテーション出席予定者名簿 **〔様式6〕**

（3）提出部数

8部(正本1部 写し7部)

(4) 提出方法

持参又は郵送で行うこと。電子メールによる提出は受け付けない。

(5) 留意事項

ア 社名等は提出書類の正本にのみ記載すること。

・提出書類の副本には社名及び社名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

イ 上記イの企画提案書について

・別紙1「提案書に記載する項目」に示す項目について具体的に記載すること。

・提出書類は原則として、A4判で作成し、書式は横書きとするが、用紙の縦横やカラーは問わない。

ウ 上記ウの見積書について

・2(3)に示す対象件数に単価を乗じた総額を提示すること。

・単価は、それぞれの業務ごとに申請書1件あたりの金額を提示すること。

・見積書の正本には社印を押すこと。

・封筒作成、文書発送や書類引取にかかる経費等も含んで、金額を見積もること。

11 プレゼンテーション及びヒアリング

提出された書類をもとに、業務の実施方法等についてプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。

◆ 日時及び場所

令和8年3月13日(金)・令和8年3月16日(月)

開始時間及び場所については、参加者に別途個別通知する。

12 選定方法等

(1) 選定方法

選定については、提出書類及びプレゼンテーション及びヒアリングの内容をもとに、本プロポーザル選定委員会において評価基準に基づき審査を行い、最も評価の高い1社を選定する。

なお、評価点が最も高い者が複数いる場合は、選定委員の協議により決定する。

(2) 評価基準

選定委員は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

ア 業務実施体制、点検手法の内容、医療費適正を実現するための提案	45点
イ 点検効果金額(目標金額)	10点
ウ 個人情報保護及び情報セキュリティ	15点
エ 地元企業	10点
オ 見積金額	20点
合 計	100点

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるこ。

- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

13 審査結果の通知

審査結果は令和8年3月18日(水)付けで、採否にかかわらず参加者全員に書面にて通知する。また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲載する。

14 その他

- (1) 企画提案書等の内容は、提案者が実現できる範囲内で記載すること。
- (2) 企画提案書の作成に要する費用は事業者の負担とし、提出された書類はいかなる場合であっても返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は、選定・事業者選定の用途以外に事業者に無断で使用しない(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- (4) 提出された企画提案書の差替え及び訂正並びに期限後の提出は認めない。
- (5) 提出された書類に虚偽の申請があった場合は、当該企画提案書は無効とする。
- (6) 申請後に提案者が本プロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該企画提案書は無効とする。
- (7) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (8) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- (9) このプロポーザルによる契約は、神戸市の令和8年度予算成立を前提とし、令和8年4月1日付けて行うものとする。また、当該業務の使用の確定についても同様とする。

15 問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館4階
神戸市 福祉局 国保年金医療課
TEL:078-322-6278
電子メール kokaho_kakari@city.kobe.lg.jp

提案書に記載する項目

「企画提案書」には、以下の項目について具体的に記載してください。

1. 貴社の業務方針及び本業務に対する取組方針

- 柔道整復及びあん摩・マッサージ、はり・きゅう療養費支給申請書点検業務の目的・内容への取組方針や総合的な視点・姿勢等

2. 業務の実施体制

- 電話問合せ窓口の体制及び問題発生時の対応能力
- 点検体制の充実度
- 点検員のスキルアップ体制等

3. 申請種類別の具体的な点検方法

- 効率的または効果的な点検方法
- 照会対象者抽出方法
- 施術師等への調査方法等

4. 施術者の請求内容に過誤が判明した場合の返戻申立に関する有効な手法の提案

- 患者照会の結果、疑義のある案件について保険者が返戻を決定するために必要な情報等の収集と提供に関する方法
- 点検業務の手段や方法について有効と思われる新しいやり方の提案
例) より効果的な啓発方法
より効果的な照会方法 等

5. 療養費申請書点検の目標効果額

- 柔道整復施術、はり灸・あんま・マッサージそれぞれの目標効果額（具体的に）

6. 個人情報保護及び情報セキュリティ対策

- 個人情報保護の取組
- 点検員への教育
- 監査、セキュリティ対策
- 資格取得等

7. その他

- アピールポイント等
- 類似業務実績を記載する場合は、保険の加入者数等により業務の規模が分かるように記載すること。ただし、具体的な自治体名や保険者名は記載しないこと。